

心の健康観察システム導入・運用支援業務委託事業者の公募について

次のとおり、心の健康観察システム導入・運用支援業務委託事業者を募集します。

令和 8 年 7 月 24 日

大分市教育委員会 教育長 粟井 明彦

1 業務の目的

一人 1 台端末を活用し、児童生徒の心身の健康観察や相談希望確認、いじめアンケート調査等を実施するとともに、児童生徒が入力した情報をシステムが自動集計・分析することにより、教職員がその結果を即時的に把握・共有・対応し、いじめや不登校の未然防止・早期発見を図る。

2 業務名 心の健康観察システム導入・運用支援業務委託

3 業務内容 別紙仕様書のとおり

4 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

5 契約期間 契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

6 提案限度価格 10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7 参加資格条件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者。
- (5) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 21 年大分市告示第 553 号)若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 12 年大分市告示第 477 号)に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

(平成24年大分市告示第377号)に基づく排除措置期間中でないこと。

- (6) 企画提案書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 地方公共団体における本業務と類似の業務委託実績を有すること。

8 事業者選定までの流れ

(1) 選定スケジュール (予定)

内 容	期 間 等
実施要領等の配布期間	令和8年7月24日(金)～ 令和8年8月7日(金)午後5時15分
参加表明書の提出締切	令和8年8月7日(金)
実施要領等に関する質問書受付締切	午後5時15分必着
参加資格審査結果の通知	令和8年8月21日(金)
質問書に対する回答	
企画提案書等の提出締切	令和8年8月31日(月) 午後5時15分必着
選定(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和8年9月14日(月)
選定結果の通知	令和8年9月下旬(予定)
契約締結	令和8年9月下旬(予定)

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を表明する者は、令和8年8月7日(金)午後5時15分(必着)までに次の①から⑤の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 様式第1号 参加表明書
- ② 様式第2号 参加事業者の概要
- ③ 様式第3号 事業実績調書
- ④ 様式第4号 誓約書
- ⑤ 納税証明書(国税、県税、市税について滞納がないことを証するもの)

提出期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

なお、参加資格の審査結果は、令和8年8月21日(金)までに、参加資格の有無に関わらずすべての参加者に書面で通知する。

(3) 本プロポーザルに関する質疑応答

本プロポーザルに関する質問書(様式第5号)の提出については、次のとおりとする。

- ア 提出方法 メール又はFAX
- イ 受付期限 令和8年8月7日(金)午後5時15分必着
- ウ 回答方法 令和8年8月21日(金)までに、質問者名を伏せ、質問内容及び

回答を市ホームページに公開する。

※ただし、提出期限までに参加表明書を提出し、参加資格があると認められた者の質問のみに回答する。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書（様式第6号）の提出については、次のとおりとする。

ア 企画提案書に記載する内容

- ① 企画提案書
- ② 見積内訳書
- ③ 実施体制（専門性、実績、人員・設備、個人情報保護）
- ④ 拡張性

イ 提出期限 令和8年8月31日（月）午後5時15分必着

ウ 様式 企画提案書（様式第6号）を鑑とし、任意の様式によりA4判縦の左綴じ2穴ファイル綴で横書きで作成すること。なお、資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用を可とする。

エ 部数 正本1部、副本8部（正本1部以外はコピー化）

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

(5) プレゼンテーション・ヒアリング審査

提出された企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。日程は、令和8年9月14日（月）の午後を予定しているが、詳しい時間や場所等はプロポーザル参加事業者に対して別途通知する。実施方法等は次のとおりとする。

ア 1者の持ち時間20分以内とする。また、質疑応答は10分以内とする。

ただし、参加事業者数によって若干の変更の可能性がある。

イ 会場に入室できるのは3名以内とし、説明は、原則として提案書の実施体制に記載されている担当予定者のうち、主たる担当者が行うこととする。

ウ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ プレゼンテーションを実施する場合に当たっては、企画提案書その他、プレゼンテーション用の資料の提出も可とする。ただし、資料を印刷の上、事前に提出すること。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、プロポーザル参加事業者に対し令和8年9月下旬（予定）に通知する。

9 審査及び選定方法

(1) 受託候補者は、心の健康観察システム導入業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）の評価に基づき教育長が決定する。

(2) 選定は、評価基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングでの審査により行う。

- (3) 受託候補者として選定される者は、委員全員の評価点の合計が、満点の6割以上の者とする。
- (4) 選定の結果、評価点の合計が選定水準点を超えた者のうち、最も高い者について、市と事業実施に係る協議を行う。また、当該協議が合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の協議により選定する。
- (6) 選定結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を受託候補者として選定する。
- (8) 選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (8) その他、選定委員会が不相当と認めるとき

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出期間の締切日以降における提出書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型となるものであるが、すべての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、委託者と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (7) 本募集内容を定めるもののほか、必要事項については市が別に定める。

《問い合わせ先》

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市教育委員会 教育部 児童生徒支援課 就学支援担当班（選定委員会事務局）

電話番号 : 097-537-5903

FAX : 097-532-2280

E-mail : jidoseito@city.oita.oita.jp

※本プロポーザルに関する様式や各種資料については、児童生徒支援課窓口及び市ホームページにて配布する。

※書類等の提出方法について特段の記載がない場合は、直接持参又は郵送の方法に限ることとする。

※直接持参する場合における受付時間は、市役所開庁日（土曜、日曜、祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。